秋田市立佐竹史料館・久保田城御隅櫓・御物頭御番所清掃業務委託仕様書

秋田市(以下「甲」という。)は、受託者(以下「乙」という。)に秋田市立佐 竹史料館・久保田城御隅櫓・御物頭御番所(以下「施設」という。)の清掃業務に ついて、この仕様書に定めるところに従って委託するものとする。

1 本旨

施設が博物館等の類似施設であることの特殊性を十分認識し、甲乙誠意をもって本契約を履行する。清掃業務に当たっては良好な環境衛生の維持と設備保全に努め、労働基準法(昭和22年4月7日法律第49号)および労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等の労働関係法令を遵守し、安全管理に万全を期して遂行する。

2 委託期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

3 委託場所

秋田市立佐竹史料館(秋田市千秋公園 1 - 4) 久保田城御隅櫓(秋田市千秋公園 1 - 3 9) 御物頭御番所(秋田市千秋公園 1 - 7)

4 従事日等

- (1) 清掃業務は、日曜日、年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで) および甲の指定する日を除き毎日行う。
- (2) 従事時間は原則として午前8時30分から午後12時30分までとする。
- (3) 久保田城御隅櫓および御物頭御番所において、休館期間中の清掃は行わないことから、その期間の従事対象施設は秋田市立佐竹史料館のみとする。

よって、その間の従事時間は午前8時30分から午前10時30分までとする。ただし、休館が明ける前日は清掃を行うため上記(2)の時間とする。

(4) これらについて、甲乙協議の上、変更することができる。

5 従事者

(1) 本業務を円滑に遂行するために必要な人員とする。

- (2) 施設の博物館類似施設としての特殊性を十分認識し常識ある者とする。 なお、学歴・年齢・性別は問わない。
- (3) 乙は、従事者に対し本業務に必要な知識、技術および来館者に対する接遇マナー等向上を目的とした指導、教育および研修等を実施し、本業務を円滑に履行できるよう万全を期すこと。
- (4) 従事者の職務は次のとおりとする。
 - ア 清掃用具および消毒薬等を適切に管理すること。
 - イ 業務に精通するとともに規律を守り、品位を保ち施設利用者等に対し明 朗親切にすること。
 - ウ 業務中は火災・盗難・事故等の防止に留意すること。発生した場合は、 甲へ通報するとともに迅速かつ適切な措置を講じ事態の拡大防止に努め ること。
 - エ 建物・展示品・設備・備品等の異常を発見した場合は、直ちに甲へ報告 すること。
 - オ 防火管理については、施設の消防計画等に従うこと。

6 経費の負担

- (1) トイレットペーパーおよび手洗い用石鹸類は、甲の支給するものを用い、 適切に補充すること。
- (2) 電気・水道・ガス等は甲が負担するが、極力節約に努めること。
- (3) 業務遂行に必要な資材および機械器具は乙の負担とする。なお、洗剤等は環境汚染の少ないものを優先的に使用すること。

7 業務内容

- (1) 一般事項
 - ア 業務の実施に当たっては、甲の業務に支障のないよう留意すること。
 - イ 各床材の特性や居室の形態を考慮し、最適な清掃資材を使用すること。
 - ウ 通行の頻繁な箇所や汚れの著しい箇所は常に巡回し、必要な清掃を行い 清潔な状態を保つこと。
 - エ 清掃器具の取扱いによる衝撃や湿気等で、施設・備品等を損傷させないこと。
 - オ 清掃等の範囲や工程は別紙清掃業務基準表のとおりとする。ただし、 利用頻度や汚れの度合いによって回数を適宜増減すること。

- カ 引火性ベンジン・ガソリン等の薬品は使用しないこと。
- キ 塵埃の収集、処理に関しては甲の指示に従うこと。
- ク その他細部については、必要に応じて甲乙で協議する。

(2) 日常清掃作業

- ア 塵払いには真空掃除機を使用すること。また、付近の備品等に堆積した 塵埃を同時に除去すること。
- イ 石質床およびビニールタイル等の床は真空掃除機を用い、清水を用い堅 くしぼった水拭きモップで塵埃や汚れを取ること。なお、容易に移動でき る備品類は移動のうえ掃除すること。
- ウ じゅうたん敷床は、真空掃除機で丁寧に吸塵を行い、毛を損傷しないよ うに織り目に従い数回繰り返して掃除すること。
- エ 畳は掃き掃除または真空掃除機での掃除を行い、泥汚れ等は清水を用い 堅くしぼった雑巾等で汚れを取ること。
- オ ガラス窓の内外は必要に応じて雑巾またはワイパー等で水拭きをし、 拭きむらが残らないようにすること。
- カーサッシ等の塵埃を払い、雑巾がけをすること。
- キ 立体部分等は、原則として床面から手の届くまでの範囲(おおむね床面 から約2メートルの位置)で清掃(壁面・柱掃除、出入口ガラス拭き、ア クリル板・案内板等の清掃)をすること。
- ク 展示ケースは、ガラスを傷つけないよう塵埃を払い、手あか等の汚れを 丁寧に布拭きすること。展示ボード・展示台(展示ケースや展示物が乗る 台)は塵埃を払い、必要な場合は汚れを布拭きすること。
- ケ ドア金具・階段金具・手摺その他の金具類等は乾布で磨くこと。汚れが 著しい場合は、洗剤液または金物磨き剤を用いること。
- コ 湯沸器・流し台は磨粉または洗剤で入念に洗い布拭きをすること。流し 台のゴミは所定の場所に捨て、容器は水洗いの上、所定の位置に置くこと。
- サ トイレ清掃において、便器・洗面台は洗剤等で丁寧に洗浄したうえ布拭 きし、床は堅くしぼった水拭きモップで掃除すること。
- シ 各出入口に備付けのマットは、泥塵等を取り除き、洗浄のうえ乾燥させ て備え付けておくこと。
- ス 玄関前の舗装部分は、塵芥を除去し、状況に応じて散水または水洗いを すること。

- セ 各室のごみ箱のごみは分別して処理すること。また、廃棄物でない物や 危険物等を発見した時は、直ちに甲へ報告すること。また、ごみ箱の清掃 も行うこと。
- ソ 建物内外面の蜘蛛の巣等による汚損箇所を可能な範囲内で除去すること。
- タ 御物頭御番所 2 階の掃除については、年 2 回程度、甲の立会いのもと行 うものとする。

(3) 定期清掃作業

ア 作業回数は春と秋の年2回とし、時期等については事前に甲へ計画書を 提出すること。

イ ビニールタイル等の床は表面洗浄を行いワックスを塗布すること。

ウ じゅうたん敷床は洗剤洗浄を行うこと。

(4) その他

本仕様書に記載されていない事項であっても、甲が美観または施設管理上必要があると認めた作業については、契約金額の範囲内で実施すること。

8 施設の概要

(1) 開館日

施設の開館日は、展示替等による臨時休館日および12月29日から翌年の1月3日までを除き次のとおり。

ア 秋田市立佐竹史料館 4月1日から翌年の3月31日まで

イ 久保田城御隅櫓 4月1日から11月30日まで

ウ 御物頭御番所 4月1日から11月30日まで

(2) 開館時間

午前9時から午後4時30分まで

(3) 清掃対象面積

ア 秋田市立佐竹史料館 476.98 ㎡

イ 久保田城御隅櫓 430.36 m²

ウ 御物頭御番所 125.70 ㎡

(4) 平面図

別紙のとおり

清掃作業基準表(1) 佐竹史料館·御物頭御番所

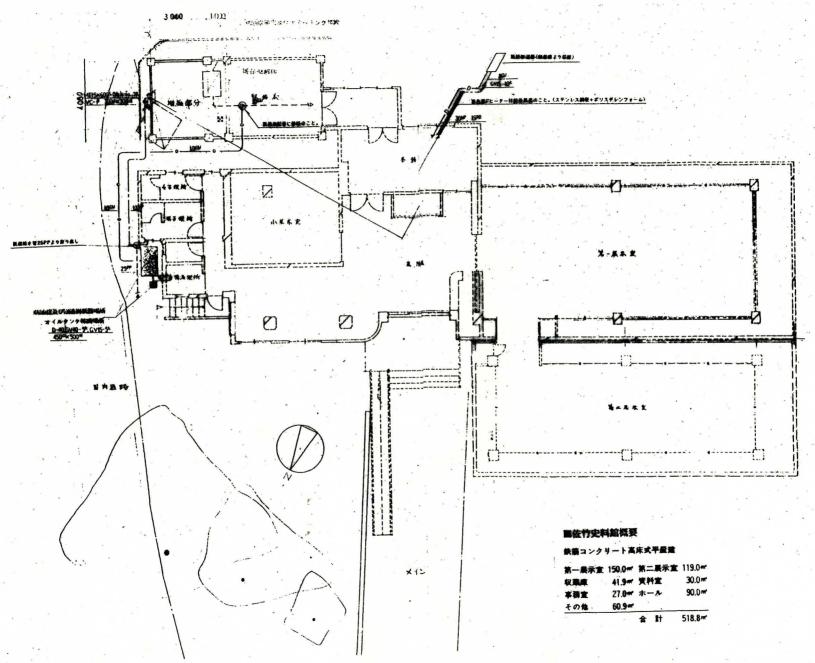
◎:1日1回実施 ○:適宜に実施 ☆:年2回

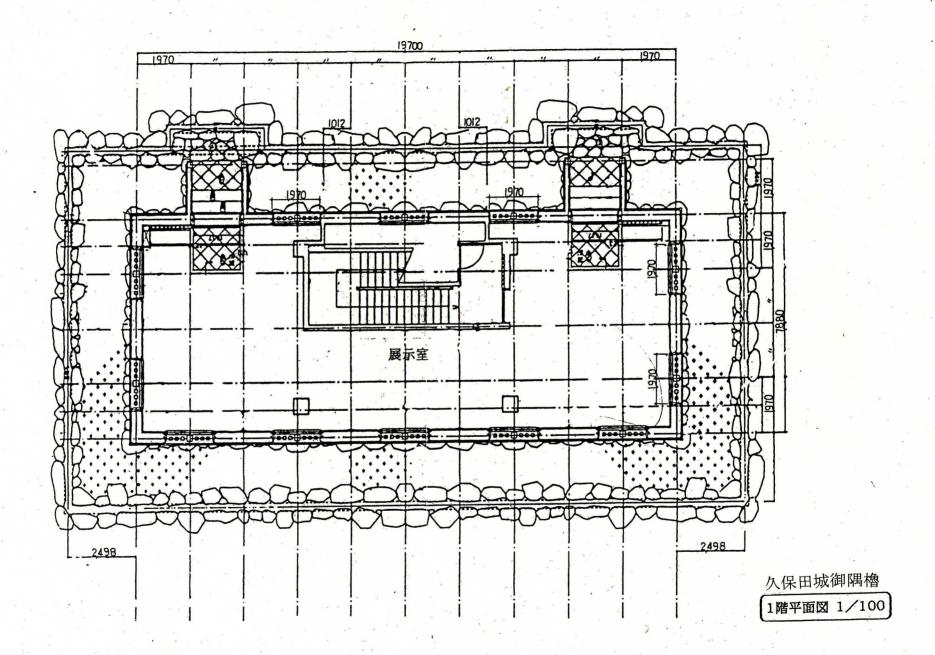
		1	ı	1	ı	I		日常清排	7			<u> </u>		<u></u> 旭 丑 10	7476	定期清掃
清掃方法 位 上 所 名 分	床掃除	ガラス窓掃除	サッシ・窓台掃除	立体部分等清掃	展示ケース等掃除	ドア金具等清掃	流し台等清掃	便器・手洗場清掃	マット清掃	玄関前掃除	汀?回収等	ペーパー補充	石鹸液補充	蜘蛛の巣等除去	巾木拭き掃除	床清掃
佐竹史料館																
石質床 玄関まわり・ホール じゅうたん敷床 ビニールタイル	0	0	0	0	0	0			0	0	0			0	0	☆
展 示 室 じゅうたん敷床	0			0	0									0	0	☆
事 務 室 ビニールタイル	0	0	0	0		0	0				0			0	0	☆
資料室 じゅうたん敷床	0			0		0					0			0		☆
ト イ レ 石質床 ビニールタイル	0	0	0	0		0		0	0		0	0	0	0		
御物頭御番所																
1 階 畳	0		0	0						0				0		
2 階 畳	0		0	0										0		

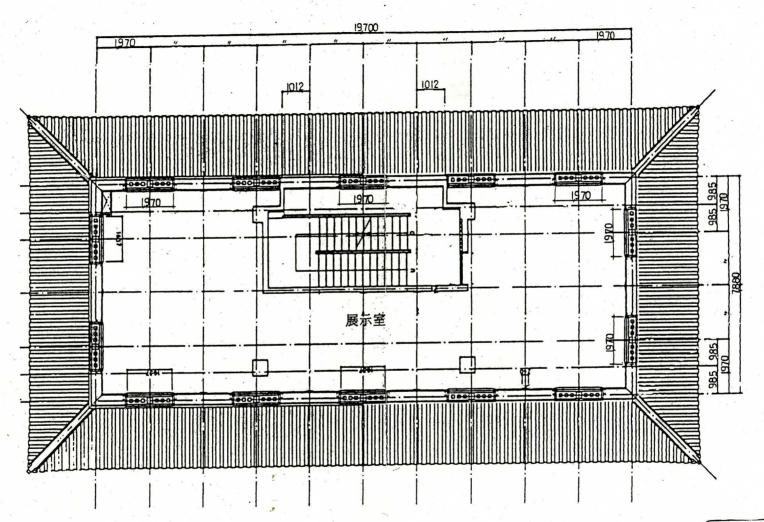
清掃作業基準表(2) 久保田城御隅櫓

◎:1日1回実施 ○:適宜に実施 ☆:年2回

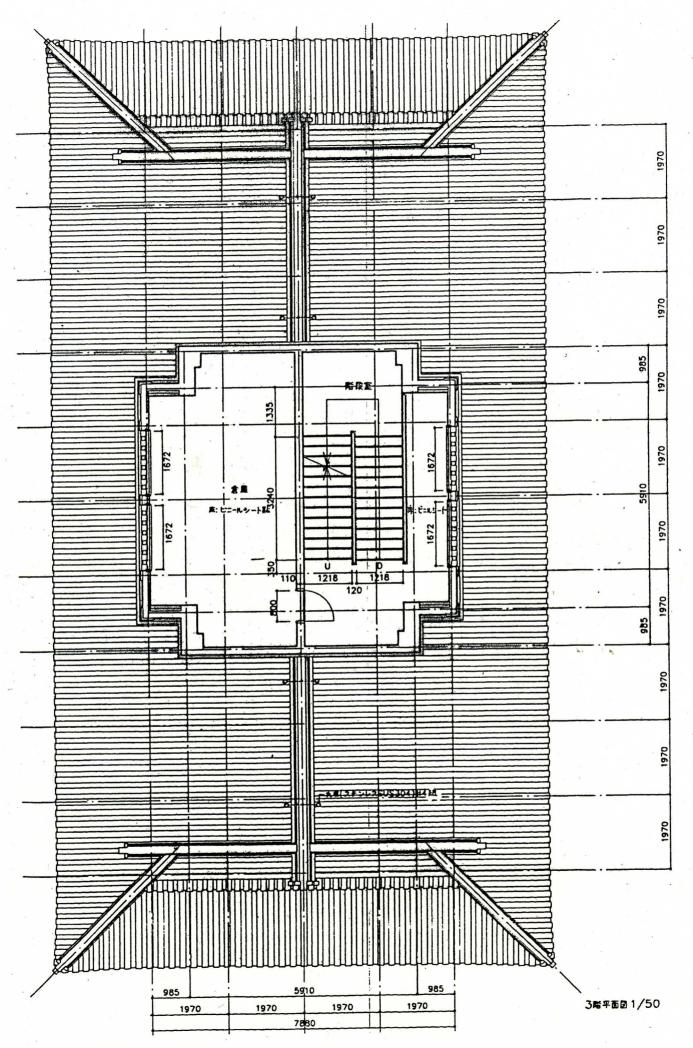
								目常清持	帚			m > \ %			- > < % L	定期清掃
清掃方法 位 上 所 名 分	床掃除	ガラス窓掃除	サッシ・窓台掃除	立体部分等清掃	展示ケース等掃除	ドア金具等清掃	流し台等清掃	便器・手洗場清掃	マット清掃	玄関前掃除	ゴミ回収等	ペーパー補充	石鹸液補充	蜘蛛の巣等除去	巾木拭き掃除	床清掃
久保田城御隅櫓																
玄関まわり・ホール 石質床 (屋外、1階) ビニールタイル	0	0	©	0	0	0			©	0	0			0	0	☆
展 示 室 ビニールタイル (1階~3階)	©	0	0	0	0	0								0	0	☆
洗 面 所 ビニールタイル (1階)	0			0			0				0			0	0	☆
じゅうたん敷床管 理 人 室 ビニールタイル (3階)	0	0	0	0		0					0			0	0	☆
展 望 室 ビニールタイル (4階)	©	0	0	0		0			0					0	0	☆
階 段 ビニールタイル (1階~4階)	0	0	0	0		0			0					0	0	☆
エレベーター じゅうたん敷床	0			0		0								0	0	☆

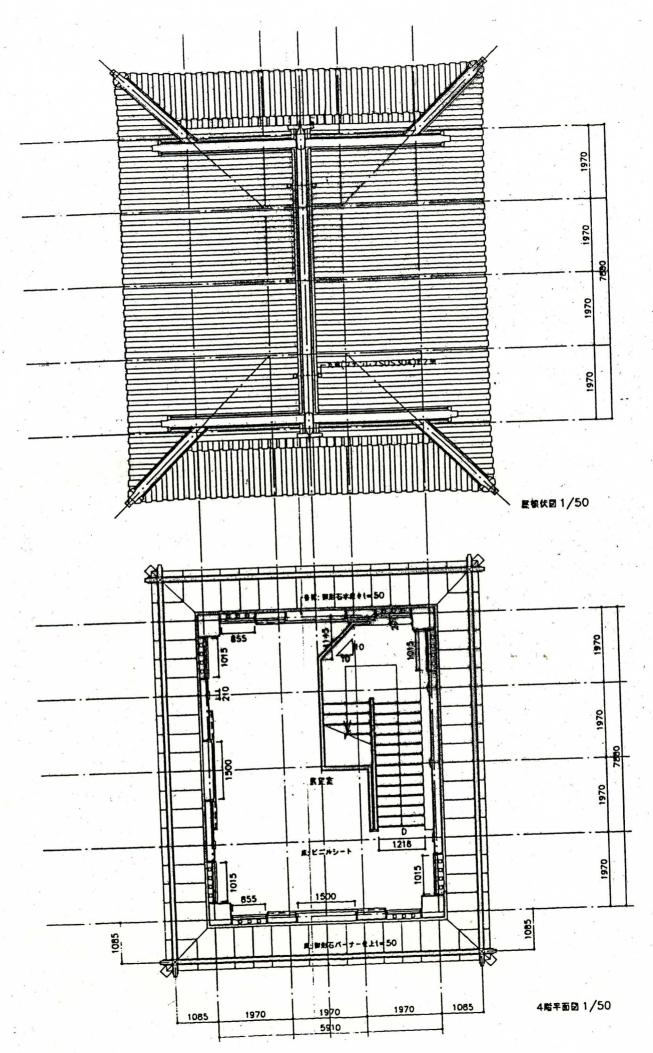


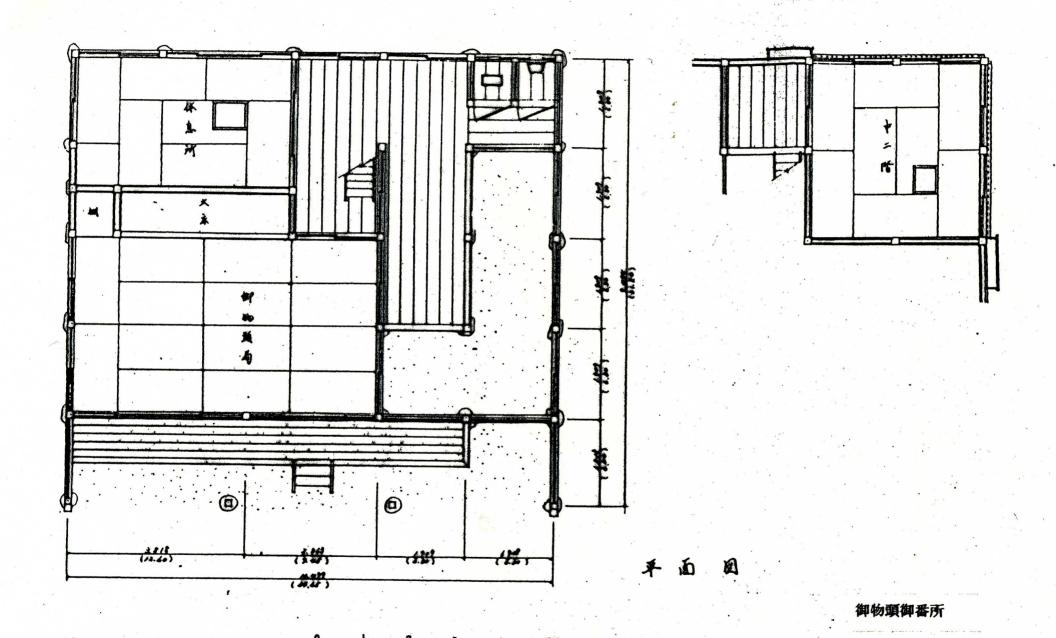




2階平面図 1/100







12 / 15

設 計 書

記号	佐史	事務長	副参事	館長	担当	設計担当者		
委託番号	第 号							
					1			
年 度	令和 3 年度				作成年月日	令和 年	月	日
委 託 名	秋田市立佐竹史料館·久保田 清掃業務委託	成御隅櫓・	御物頭御	番所	田城御隅櫓	そは、秋田市立 および御物頭後 お期清掃を行う	甲番所におり	ける日常
委託場所	秋田市千秋公園内				数量等 ・日常清掃	】 (毎日)	1式	
設計金額					・定期清掃	身(年2回)	1式	
財源区分	市単				予算計画(i 3 年度 4 年度	设計額) 円 円		
委託期間	令和 3 年 4 月 1 日 7 令和 6 年 3 月 3 1 日 3		継続契約)	5 年度総 額	円円		

内訳書 第 1 号

名称	品種・形状・寸法等	員数	単位	単価(円)	金額 (円)	備考
1 直接人件費						
(1) 日常清掃	明細書第1号のアより	1	式			<i>r</i>
(2) 定期清掃	明細書第1号のイより	1	式			1
直接人件費計						…ウ(ア+イ)
2 直接物品費		1	式			…エ(ウの4~6%。1円未満切捨)
直接委託費計						…オ(ウ+エ)
3 現場管理費		1	式			…カ(オの6~10%。1円未満 切捨)
委託原価						…キ(オ+カ)
4 一般管理費		1	式			…ク(キの20~25%。1円未満 切捨)
委託価格						…ケ(キ+ク)
5 消費税相当額						…コ(ケ×消費税率。1円未 満切捨)
委託費	1年間の金額					…サ(ケ+コ)
委託費	3年間の金額					…サ×3

明細書 第 1 号

名称	品種・形状・寸法等	員数	単位	単価(円)	金額(円)	備考
1 日常清掃の直接人件費						
(1) 日割基礎単価		1	人			
(2) 時間単価		1	人			
(3) 1日あたりの人件費						
平時	4月1日~11月30日まで および3月31日	4	時間			
冬期	12月1日から3月30日 まで	2	時間			
(4) 1年間の人件費						
平時	4月1日~11月30日まで および3月31日	210	日			
冬期	12月1日から3月30日 まで	98	日			
小計						···ア
2 定期清掃	年2回実施	1	式			
小計						・・・イ